

名張市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分の基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項並びに名張市水道指定給水装置工事事業者に関する規程（平成20年企業管理規定第8号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定による指定の取消し（以下単に「指定取消し」という。）及び指定の停止（以下単に「指定停止」という。）の基準等を定めるものとする。

(文書指示)

第2条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事業者（法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）に対して、次条の表に定める処分（同表第5号から第16号まで、第20号及び第21号に定める処分を除く。）を行おうとする場合又は当該指定工事業者が研修の機会を確保しなかった場合には、あらかじめ、文書による指示（以下「文書指示」という。）を行うものとする。ただし、当該指定工事業者の所在が不明である場合その他文書指示を行うことができない場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による文書指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第35条第2項その他同法第4章の規定に定めるところにより、これを行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、文書指示に関する事項は、管理者が別に定める。

(処分の基準)

第3条 指定取消し及び指定停止の基準は、次のとおりとする。

	違反項目	根拠条文（関係条文）	規程条文（関係法令条文）	違反内容	処分内容
1	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号（法第25条の3第1項第1号）	規程第5条第1号及び第8条第2号（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第21条）	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し

2	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第2号)	規程第5条第2号及び第8条第2号(施行規則第20条)	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
3	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号イ)	規程第5条第3号ア及び第8条第2号 (施行規則第20条の2)	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものとなったとき。	指定取消し
4	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ロ)	規程第5条第3号イ及び第8条第2号	破産手続開始の決定を受けたとき。	指定取消し
5	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ハ)	規程第5条第3号ウ及び第8条第2号	法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
6	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ニ)	規程第5条第3号エ及び第8条第2号	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し

7	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。)	指定取消し (軽微なものにあつては、指定停止6月以内)
8	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。)	指定停止6月以内
9	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。)	指定停止3月以内
10	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。)	指定停止6月以内
11	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (文書指示を5年以内に3回行ったこと。)	指定停止3月以内

		ホ)			
1 2	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (文書指示を5年以内に4回行ったとき(前号に定める処分を行った場合を含む。))。	指定停止6月以内
1 3	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (文書指示を5年以内に5回行ったとき(第11号又は前号に定める処分を行った場合を含む。))。	指定取消し
1 4	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (指定取消しを行った後、再指定をした場合において、その再指定の時から5年以内に文書指示を1回行ったとき。)	指定停止6月以内
1 5	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (指定取消しを行った後、再指定をした場合において、その再指定の時から5年以内に文書指示を2回行ったとき(前号に定める処分を行った場合を含む。))。	指定取消し

16	指定要件違反	法第25条の11第1項第1号 (法第25条の3第1項第3号ホ)	規程第5条第3号オ及び第8条第2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき (その他の違反行為(主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったこと)があったとき。)	指定停止6月以内
17	給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号 (法第25条の4第1項又は第2項)	規程第8条第4号及び第12条第1項から第3項まで (施行規則第21条第1項及び第2項)	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
18	給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号 (法第25条の4第1項又は第2項)	規程第8条第4号及び第12条第4項 (施行規則第21条第3項)	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以内
19	届出義務違反	法第25条の11第1項第3号 (法第25条の7)	規程第7条及び第8条第3号 (施行規則第34条又は第35条)	事業所の名称及び所在地等の変更届、休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
20	事業の運営基準違反	法第25条の11第1項第4号 (法第25条の8)	規程第8条第5号及び第13条第1号 (施行規則第36条第1	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき (未申請の場合に限る。)	指定停止1月以内

			号)		
21	事業の 運営基 準違反	法第25条 の11第1 項第4号 (法第25 条の8)	規程第8条第 5号及び第1 3条第2号 (施行規則第 36条第2 号)	配水管から分岐して給 水管を設ける工事及び 給水装置の配水管への 取付口から水道メータ ーまでの工事を施行す る場合において、当該 配水管及び他の地下埋 設物に変形、破損その 他の異常を生じさせる ことがないよう適切に 作業を行うことができ る技能を有する者を従 事させ、又はその者に 当該工事に従事する他 の者を実施に監督させ ないとき。	指定停止1月 以内
22	事業の 運営基 準違反	法第25条 の11第1 項第4号 (法第25 条の8)	規程第8条第 5号及び第1 3条第3号 (施行規則第 36条第3 号)	管理者の承認を受けた 工法、工期その他の工 事上の条件に適合しな い工事を施行したと き。	指定停止6月 以内
23	事業の 運営基 準違反	法第25条 の11第1 項第4号 (法第25 条の8)	規程第8条第 5号及び第1 3条第5号ア (施行規則第 36条第5号 イ)	水道法施行令(昭和3 2年政令第336号) 第6条に規定する基準 に適合しない給水装置 を設置したとき。	指定停止6月 以内
24	事業の 運営基 準違反	法第25条 の11第1 項第4号 (法第25 条の8)	規程第8条第 5号及び第1 3条第5号イ (施行規則第 36条第5号	給水管及び給水用具の 切断、加工、接合等に 適さない機械器具を使 用したとき。	指定停止3月 以内

			ロ)		
25	事業の運営基準違反	法第25条の11第1項第4号 (法第25条の8)	規程第8条第5号及び第13条第6号 (施行規則第36条第6号)	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以内
26	工事施行に関する義務違反	法第25条の11第1項第5号 (法第25条の9)	規程第8条第6号及び第16条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3月以内
27	工事施行に関する義務違反	法第25条の11第1項第6号 (法第25条の10)	規程第8条第7号及び第17条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以内
28	工事施行に関する義務違反	法第25条の11第1項第7号	規程第8条第8号	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以内
29	不正申請	法第25条の11第1項第8号 (法第16条の2第1項)	規程第4条及び第8条第1号 (施行規則第18条及び第19条)	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定

める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。